

発議第6号

令和7年9月1日

養父市議会議長 谷 垣 満 様

提出者 養父市議会議員 西 垣 司

賛成者 養父市議会議員 藤 原 芳 巳

同 前 田 稔

同 淨 慶 耕 造

同 石 本 毅

同 井 戸 弘 美

同 深 澤 巧

関宮小さな拠点（仮称）整備等調査特別委員会の設置について

上記のことについて、地方自治法第109条及び養父市議会委員会条例第6条の規定により、別紙のとおり提出します。

（提出理由）

関宮小さな拠点（仮称）が、少子・高齢化の先行する中山間の条件不利地域において、コミュニティ施設を中心に医療・福祉、公共交通、商業、防災など、地域の核となり持続可能で多世代が交流できる施設となるよう、総合的な調査研究を行う特別委員会を設置する。

関宮小さな拠点（仮称）整備等調査特別委員会設置要綱（案）

- 1 設置の目的
関宮地域局周辺整備事業について関連事業を含め総合的に調査する。
- 2 委員会の性格
地方自治法第 109 条及び養父市議会委員会条例第 6 条の規定に基づく特別委員会
- 3 委員会の名称
関宮小さな拠点（仮称）整備等調査特別委員会
- 4 委員の定数
7人とする。
- 5 正副委員長の互選
委員の中から互選により決定する。
- 6 付議事件
 - （1）関宮地域局周辺整備事業の建設に関すること。
 - （2）地域交流、医療・福祉、公共交通、商業及び防災の事業運営とこれらを統括する運営管理体制に関すること。
 - （3）本事業に係る財政負担に関すること。
- 7 委員会の設置期間
設置の日から調査終了までの間。
- 8 その他
議会の閉会中も継続して調査できるものとする。